

# 能代商工会議所青年部 規約

## 第1章 名称及び事務局

(名称)

第1条 本青年部は能代商工会議所青年部と称す。

(事務局)

第2条 本青年部の事務所は、能代商工会議所内に置く。

## 第2章 目的

(目的)

第3条 本青年部は経済活動を基盤として、絶えずビジネスと直結した事業活動を行い最終的に自己企業の発展をはかり、併せて商工会議所事業活動への参画、協力を通じ当市商工業の振興、並びに市民の福祉向上に寄与することを目的とする。

## 第3章 事業

(事業)

第4条 本青年部はその目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 商工業の振興に関する意見の表明
- (2) 社会福祉事業の研究と協力
- (3) 会員相互の親睦と情報の交換
- (4) 関係官庁及び諸団体との連絡、協調
- (5) 各種イベントの企画開催
- (6) その他目的達成に必要な事業

## 第4章 会員及び会費

(会員の資格)

第5条 本青年部の会員は、能代商工会議所(以下「会議所」という。)の会員事業所の経営者及び後継者、又は幹部従業員であり、年齢が満20歳以上50歳以下の者とする。

2 準会員は、能代商工会議所定款第10条に規定する会員資格を有しない事業所の経営者及び後継者であり、かつ本青年部の事業趣旨に賛同する者とし、年齢は前項に定めるところによるものとする。

3 第10条に定める役員のうち直前会長については、第1項の規定にかかわらず、年齢が満51歳に達した日の以後であつても任期中に限り会員の資格を有するものとする。

(加入)

第6条 本青年部に加入を希望するものは、所定の申込み手続きにより申込みものとする。

2 会員及び準会員の加入の諾否は、役員会において決定する。

(会費)

第7条 会員及び準会員は、毎年所定の納期までに会費を納入しなければならない。

2 会費の金額並びに納入方法は総会の議決を経て別に定める。但し、総会終了後入会の会員は、年を四半期に分け入会月に基づき納入する。

(退会)

第 8 条 会員及び準会員は、あらかじめ本青年部に通知し退会することができる。

2 会員及び準会員は、次の各号に掲げる事由によって退会する。

- (1) 会員たる資格の喪失、但し年齢制限による場合はその年齢に達した年度末において退会する。
- (2) 死亡
- (3) 除名

(除名)

第 9 条 本青年部は次の各号の 1 つに該当する及び準会員を、総会の決議によって除名することができる。

- (1) 本青年部の対面を傷つけ、又はその目的遂行に反する行為をおこなったもの。
- (2) 1 年以上にわたって会費の納入、その他会員たる義務を怠ったもの。

## 第 5 章 役員

(役員)

第 10 条 本青年部は次の役員を置く。

会長	1 名
直前会長	1 名
副会長	5 名以内
専務理事	1 名
事務局長	1 名
理事	若干名
監事	3 名以内

2 会長再任の場合は直前会長を置かないこととする。

(役員を選任)

第 11 条 役員は、会員の中から選任するものとする。

- 2 会長及び監事の選任については、別に定める会長、監事選任に関する規定(平成 7 年青年部規定第 1 号)によるものとする。
- 3 副会長及び専務理事、事務局長、理事は、総会の同意を得て会長が選任する。

(役員職務)

第 12 条 会長は本青年部を代表し、部務を総理する。

- 2 直前会長は会長を補佐し、会長の諮問に応じる。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代行する。
- 4 専務理事、事務局長は会長を補佐し、主として部務を運営する。
- 5 理事は会長、副会長、専務理事、事務局長を補佐し、部務を処理する
- 6 監事は本青年部の業務及び経理を監査し、その結果を総会に報告する。

(役員任期)

第 13 条 役員任期は 1 年とする。但し直前会長を除き、再任を妨げない。

- 2 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、後任者が就任するまで引き続きその職務をおこなうものとする。
- 3 補欠で選任された役員任期は前任者の残存期間とする。
- 4 全国大会の開催及び関連組織への理事出向等の特別な事情により、総会の決議を得たときは、第 10 条に定める役員全部又は一部の者の任期を第 1 項の規定にかかわらず、任期満了の日の翌日から 2 年間に限度に任期を延長できるものとする。この場合において、第 5 条第 1 項に定める年齢の規定については、この限りではない。

## 第6章 総会及び役員会

### (総会)

第14条 総会は通常総会と臨時総会の2種とし、会長が召集する。

2 総会の議長は会長がその任にあたる。

3 総会は会員数の2分の1の出席(委任状を含む)により成立し、出席者の過半数をもって議決とする。但し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

4 総会における会員の表決権は1個とし、準会員は表決権を有しないものとする。

### (総会の議決事項)

第15条 次の各号に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

(1)規約の変更

(2)会長及び監事の選任

(3)副会長及び専務理事、事務局長、理事の選任の同意

(4)事業報告及び決算報告の承認

(5)事業計画及び収支予算の承認

(6)会費の金額

(7)会員及び準会員の除名

(8)その他総会に付議する必要がある事項

### (電子会員総会)

第16条 会長が必要と認めた場合は電子会員総会を開くことができる。その場合の議決は第14条第3項に準ずるものとする。なお、この場合の代理出席ならびに委任状の行使は認めないものとする。

2 電子会員総会の運営に関する事項については、別に定める細則に従う。

3 第14条第3項の出席とは電子総会においては投票を持って出席とする。

### (役員会)

第17条 本青年部に役員会を置く。

2 役員会は会長、直前会長、副会長、専務理事、事務局長、理事、監事をもって組織する。

3 役員会は会長が必要あるときに召集し議長となる。

4 役員会は次の各号に掲げる事項を協議する。

(1)総会に提案すべき事項

(2)事業運営に関する事項

(3)委員会に関する事項

(4)顧問の委嘱の承認

(5)規定の制定及び改廃

(6)その他本青年部の業務執行に必要な事項

5 役員会の議決は、出席理事の過半数をもって決する。但し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

### (電子役員会)

第18条 会長が必要と認めた場合は電子役員会を開くことができる。その場合の議決は第17条第5項に準ずるものとする。

2 電子役員会の運営に関する事項については、別に定める細則に従う。

3 第17条第5項の出席とは電子役員会においては投票を持って出席とする。

## 第7章 委員会

### (委員会)

第19条 本青年部にその目的達成のため委員会を置くことができる。

- 2 委員会には委員長1名、副委員長及び委員若干名を置く。
- 3 委員長、副委員長及び委員は会長が役員会の承認を得て委嘱する。
- 4 その他委員会について必要な事項は役員会の議決を経て別に定める。

## 第8章 顧問及び相談役

### (顧問、相談役)

第20条 本青年部に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が役員会の承認を得て委嘱する。
- 3 相談役は、会長経験者であり、理事を兼務することができる。
- 4 顧問、相談役は、必要に応じて会長の諮問に応じる。

## 第9章 会計

### (事業年度)

第21条 本青年部の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

### (会計)

第22条 本青年部の会計は会費、補助金、寄付金、その他収入をもってこれに充てる。

## 附則

- 1 この規則は、令和2年10月26日から施行し、令和2年4月1日に遡って適用する。
- 2 本規定及び別に定めのない事項については役員会において定めるものとする。

# 能代商工会議所青年部 電子会員総会細則

- 第1条 能代商工会議所青年部（以下、本会）の会員総会を適正円滑に開催する為に、電磁的方法を用いて開催する電子会員総会の細則を定める。
- 第2条 電子会員総会はエンジェルタッチ（以下 AT）を使用し、会員本人が議事についての意思行為（投票）により出席したものとする。
- 第3条 電子会員総会での決議できる決議事項は、本会会則第15条「総会の議決事項」の第1項から第4項の範囲とする。
- 第4条 会長は電子会員総会の開催及び決議事項を、決議期間最終日より原則15日以前に会員へ電子メール等により資料配付し周知させなければならない。ただし、理事会の承認を得た場合はこの限りではない。
- 第5条 会長は決議期間の前に協議期間を設け、AT 電子会議室で質疑等を受け、必要に応じ回答を行わなければならない。
- 第6条 電子会員総会の決議期間は原則開催から7日目の24時をもって終了とする。ただし、理事会の承認を得た場合はこの限りではない。
- 第7条 会長は電子会員総会の決議結果を、決議終了後すみやかに会員へ電子メール等により報告しなければならない。
- 第8条 会議終了後に議事録を作成し、議事録署名人は記名・押印を行う。
- 第9条 本細則の改正は、総会の承認を得なければならない。
- 附 則 1 この細則は令和2年4月1日より施行する。

## 能代商工会議所青年部 電子役員会細則

第1条 能代商工会議所青年部（以下、本会）の役員会を適正円滑に開催する為に、電磁的方法を用いて開催する電子役員会の細則を定める。

第2条 電子役員会はエンジェルタッチ（以下、AT）を使用し、会員本人が議事についての意思行為（投票）により出席したものとする。

第3条 電子役員会での決議できる決議事項は、本会規約第17条「役員会」の範囲とする。

第4条 会長は電子役員会の開催及び決議事項を、決議期間最終日より原則7日以前に理事へ電子メール等により資料配付し周知させなければならない。ただし、執行部の承認を得た場合は、この限りではない。

第5条 会長は決議期間の前に協議期間を設け、AT文章や電子メール等にて質疑を受け、必要に応じ回答を行わなければならない。

第6条 電子役員会の決議期間は、原則開催から7日目の24時をもって終了とする。ただし、執行部の承認を得た場合は、この限りではない。

第7条 会長は電子役員会の決議結果を決議終了後、すみやかに会員へ電子メール等により報告しなければならない。

第8条 本細則の改正は、役員会の承認を得なければならない。

附 則 1 この細則は令和2年4月1日より施行する。

# 能代商工会議所青年部 規 定（第1号）

## 会長、監事選任に関する規定

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 本規定は、青年部規約第11条（役員の選任）会長、監事の選任について必要な事項を定めるものとする。

#### （会長、監事選考委員会の設置）

第2条 会長、監事の選出に関する一切の事項を処理するため、会長、監事選考委員会を設置する。

### 第2章 会長、監事選考委員会

#### （委員の構成）

第3条 会長、監事選考委員会は、会員7名（会長を含む）をもって構成する。

#### （委員の資格）

第4条 すべての会員は、役員会への申し出により選考委員としての資格を有する。

#### （委員の選任）

第5条 会長は、第4条で申し出た会員の中より、委員長1名、委員6名を指名し、役員会の承認を得て任命する。但し、申し出の会員が定数に満たない場合は、定数を満たすように、会員の中より、会長が指名する。

#### （委員の任期）

第6条 委員の任期は、任命の日より12月末日までとする。但し、役員会が必要と認めるときは、任期を延長することができる。

#### （委員の職務）

第7条 委員の職務は、会長、監事選考に関する事項とする。

### 第3章 会長、監事の選任

#### （会長、監事の選任）

第8条 本青年部の会長、監事は、「会長、監事選考委員会」の協議により選出され、総会の承認を得るものとする。

#### （会長、監事予定者）

第9条 総会において承認された会長、監事を「次年度会長、監事予定者」と称する。

### 附則

本規定は、平成7年4月26日から施行する。

# 能代商工会議所青年部 旅費等助成規定

第1条 本青年部の目的遂行上必要な対外的会議等に参加の参加義務者に対する旅費等（交通費及び宿泊費）は、別に定めのあるものを除いて、この規定により支出するものとする。なお、各種登録料（全国大会、ブロック大会、県青年部連合会の会員大会など）はこの規定から除き、本会計の予算内で遂行するものとする。

2 財源は、本会計の予算内で遂行するものとする（東北ブロック出向者は東北ブロック出向補助の予算内、秋田県青連出向者は秋田県青連出向補助の予算内、Aライン出向者はAラインの予算内、大会出向者は大会出向補助の予算内など）。

なお、複数人が規定に基づいて青年部に請求した場合は、回数で予算を按分するものとする。

（例：本会計予算の補助費が30万の場合、Aが15,000円相当の出張を16回、Bが15,000円相当の出張を14回行った場合は、Aに16万、Bに14万支給する）

第2条 県内外で行われる会議等に参加の場合は、最も経済的な通常の経路及び方法を基準として表1の金額を上限として助成する。但し、予算として旅費・その他必要経費が助成金として計上されている会議等については本規定の対象外とし、支給しない。

（表1）

	1人（1台）当たりの上限金額	1人への年間支給合計上限金額
秋田県内	2,000円	20,000円
青森・岩手	3,000円	30,000円
宮城・山形・福島	5,000円	40,000円
北海道・関東・中部・北信越	10,000円	60,000円
近畿・四国・中国・九州	15,000円	160,000円
その他	15,000円	160,000円

2 自家用車による移動の場合、原則として2人以上（運転者含む）が同乗する場合に限り支給するものとし、運転者へ1台分として表1の金額を上限に支給する。但し、本青年部からの参加義務者が1人かつ自家用車による移動の場合については、表1の金額の50%を上限に支給するものとする。なお、自家用車の場合は、出張命令書（別紙2）を発行して執行する。その際の手続きは事務局に保管するものとする。

3 秋田県商工会議所青年部連合会（以下「秋田県青連」という。）の出向理事として、日本商工会議所青年部連合会（以下「日本YEG」という）に出向する者の日本YEG役員会出席に係る旅費等（交通費及び宿泊費）については、日本出向補助と重複するので支給しない。但し、日本の役員会や委員会が併設されない大会（各ブロック大会や他県の会員大会など）に出席しなければならない場合は、重複していないので支給する。

（例：日本の委員として年間30万円を年間支給する場合、委員会出席の度に旅費規程よりは支給しないが、九州ブロック大会などに出席しなければならない場合は支給する。）

4 会長または会長代理として参加する場合、研修費や渉外費より支給がある場合は、この規定から支給しない。

5 複数のブロックの会議に参加する際も、1人につき、年間支給合算上限額は、160,000円を超えてはならない。

第3条 前条第5項を除いた旅費等（交通費及び宿泊費）は、必要に応じて会長の判断により本会の予算の範囲内において助成することができる。

第4条 本規定の適用は、前3条も含め、役員会の承認を得て行うものとする。但し、事前に役員会の承認を得る事ができない場合は、臨時役員会やエンジェルタッチ内の役員会で承認を受けて執行するものとする。その場合も、1人に対する年間支給合計上限額の160,000円を超えてはならない。

第5条 事後決済の場合は、事務局に提出した領収書の複写をもとに、実際に行ったことが証明できる回数を、事務局より振込によって決済するものとする。

2 事前決済したい場合は、旅費にかかる費用が明確にわかる様に書類（インターネットなどで計算されたページを印刷するなど。参考例：別紙3）を提出し、規定の金額を事前に事務局より振込して貰う。但し、諸事情により行けなくなった場合は、返金してもらうものとする。

第6条 支給対象になる会員が途中退会した場合は、遂行した会議までの分を支給する。第5条2項に基づき、既に支給を受けている場合は、同項と同様に、行かなかった回数分を返金してもらうものとする。

第7条 本規定の変更は、役員会の決議を経て行うものとする。

附 則 この規定は、令和4年4月1日より施行する。